

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則.....(人事課) 29

告 示

○有害興行の指定.....(生活文化・青少年室) 29

○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正.....(農政課) 29

○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課) 30

○土地改良法による道営換地計画の決定.....(農業施設管理課) 30

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 30

○森林法による通知に代える公示.....(治山課) 30

○道路の供用の開始.....(道路整備課) 30

○道路の区域の決定及び供用の開始.....(道路整備課) 30

○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課) 31

○海岸保全区域の指定の一部改正.....(砂防災課) 31

○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防災課) 32

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....(経理課) 32

支庁告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定..... 33

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 33

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 33

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第107号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第8その2企画振興部新幹線対策室の項の次に次のように加える。

環境生活部 環境室	知床世界自然遺産に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事務
--------------	--------------------------------

別表第8その2環境生活部環境室自然環境課の項第3号及び第4号を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月16日から施行する。

告 示

北海道告示第760号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	悶絶ふたまた 流れ出る愛液	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	四十路の色気 ひとやかな官能	オーピー映画		
同	ノーパン家庭教師 痺れ下半身	新日本映像		
同	肉屋と義母 ーうばう!ー	同		
同	未亡人女将 我慢できないの	オーピー映画		
同	スウィート・スウィートバック	ミラクルヴォイス		
同	優しい愛につつまれて	オーピー映画		

北海道告示第761号

平成4年北海道告示第487号(北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定)の一部を次のように改正する。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

函館場外発売所の項の次に次の1事項を加える。

函館港町場外発売所 函館市港町3丁目17

北海道告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（苫前地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成17年10月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、今金町田代第2地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成17年10月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を南富良野町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第704号のとおりである。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

空知郡南富良野町字下金山299ほか3筆所在の森林について所有権を有する 佐藤 寿

北海道告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 枝幸音威子府線	枝幸郡歌登町桧垣町126番23地先から 枝幸郡歌登町桧垣町131番11地先まで	平成17.10.14

北海道告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

1 道路の種類	道道
2 路線名	士別滝の上線
3 道路の区域	
区	間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
紋別郡滝上町字サクルー原野1485番1地先から	18.00mから 282.00m
紋別郡滝上町字サクルー原野1487番2地先まで	28.00mまで

北海道告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月14日

1 道路の種類	道道			
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域				
路線名及び縦覧場所	区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間			
遠軽芭露線	紋別郡湧別町字西芭露166番3地先から	前	12.00mから	2,350.00m
北海道網走土木現業所	紋別郡湧別町字上芭露939番1地先まで		26.50mまで	
		後	18.00mから	2,350.00m
			37.50mまで	
湧別停車場サロマ湖線	紋別郡湧別町字東378番5地先から	前	20.50mから	227.00m
北海道網走土木現業所	紋別郡湧別町字東659番3地先まで		21.00mまで	
		後	20.50mから	227.00m
			43.50mまで	

北海道告示第769号

昭和36年北海道告示1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年10月14日

3 後志檜山海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の海岸保全区域の欄中2の項を次のように改める。

2 次の①の地点からQ'の地点までを順次結ぶ線、①の地点から⑦の地点までを順次結

ぶ線、①の地点と①の地点を結ぶ線及びQ'の地点と⑦の地点を結ぶ線に囲まれた区域

①の地点	字歌島293番2北西角
②の地点	同 293番1北西角
③の地点	同 293番3南西角
④の地点	同 294番北西角
⑤の地点	同 322番北西角
⑥の地点	同 323番1北西角
⑦の地点	⑥の地点から方位角202度の方向4.80メートルの地点
⑧の地点	③の地点から方位角193度の方向19.80メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から方位角109度の方向1.00メートルの地点
⑩の地点	①の地点から方位角188度の方向3.70メートルの地点
Kの地点	⑩の地点から方位角102度の方向1.60メートルの地点
Lの地点	Kの地点から方位角138度の方向5.70メートルの地点
Mの地点	字歌島337番北東角
Nの地点	同 336番1北東角
Oの地点	Nの地点から方位角199度の方向79.80メートルの地点
Pの地点	Oの地点から方位角201度の方向16.95メートルの地点
Qの地点	字歌島353番北東角
Rの地点	同 353番南東角
Sの地点	同 354番南東角
Tの地点	同 368番北東角
Uの地点	同 368番南東角
Vの地点	同 376番北東角
Wの地点	同 376番南東角
Xの地点	同 382番南東角
Yの地点	Xの地点から方位角221度の方向139.66メートルの地点
Zの地点	Yの地点から方位角203度の方向199.34メートルの地点
①'の地点	Zの地点から方位角205度の方向67.27メートルの地点
②'の地点	①'の地点から方位角208度の方向22.82メートルの地点
③'の地点	②'の地点から方位角294度07分の方向1.09メートルの地点
④'の地点	③'の地点から方位角197度25分の方向25.39メートルの地点
⑤'の地点	④'の地点から方位角184度03分の方向25.39メートルの地点
⑥'の地点	⑤'の地点から方位角172度の方向25.39メートルの地点
⑦'の地点	⑥'の地点から方位角159度30分の方向27.22メートルの地点
⑧'の地点	⑦'の地点から方位角163度59分の方向75.69メートルの地点

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成17年10月14日

北海道空知支庁長 石川久紀

- 1 認 可 番 号 空建指第984号
- 2 認 定 年 月 日 平成17年10月4日
- 3 対 象 区 域 赤平市字赤平655-3
- 4 申請者の住所及び氏名 赤平市泉町4丁目1番地
赤平市長 高尾 弘明
- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道空知支庁経済部建設指導課
赤平市経済建設部建築課

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第74号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月14日

札幌医科大学長 今井浩三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
重油 J I S 1 種 1 号（第4期調達分） 調達予定数量 601,000 ℓ
- 2 落札を決定した日
平成17年9月15日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 ナラサキ産業株式会社
(2) 住 所 室蘭市海岸町3丁目3-2
- 4 落札金額
重油 J I S 1 種 1 号 53.3円（1 ℓ 当たりの単価）
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年2月15日付け札幌医科大学告示第24号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
- (2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第160号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月14日

北海道警察本部長 樋口建史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
ユーロコプター式 EC135 P 1 型機体（ぎんれい2号）整備点検 一式
- 2 落札を決定した日
平成17年9月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ジャムコ
(2) 住 所 東京都三鷹市大沢六丁目11番25号
- 4 落札金額
43,575,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年8月19日付け北海道警察本部告示第126号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

